

端的に今、私の住んでいる岩館地区の事例を出されましたけども、ただ全町的に見ますと、今、災害マップの中には、例えば岩館地区であれば確かに急傾斜地、それから山手になれば土石流の関係とかありますけども、ただ峰浜地区に行くと、またこの山の関係からいくと川の関係であるとかやっぱり地滑りであるとか様々な危険箇所があって、本当に地図見ると全町にわたって、本当平野部分からいくと水沢から沼田、田中にかけては何もないんですけども、大概の所、全部何らかの形での危険地域に指定をされているというのが今の状況でございます。したがって、個々具体的にここで水このぐらい上がった場合はどこへどういうふうに逃げるとかってなるとね、確かに言われるとおりの今の状況では万全だとは言いきれない状況があると思います。どちらかという、これまで地震、津波に備えた体制が非常にウエイトを占めてきましたので、それにはハザードマップを作って各家庭に全部貼り出しているわけですけども、もっとこの今の自然災害からいくと、いつ土石流が起こったり、あるいはまた竜巻が起こったり様々な災害がございますので、特に雨の関係については、今の危険箇所をですね、もう少し分かりやすく落としとしたものを住民にハザードマップ的に出さなければならないのではないかなとも考えています。ただこれやる場合は、かなり専門的な立場での分析とかも必要になりますから時間かかると思いますけども、いずれこれも手をつけていかなければならない課題の一つではないかなと思っています。

言われるとおりの、今危険だよって防災無線で流してね、じゃあ具体的にすぐじゃあ住民がすぐ求められた場所にすぐ集まるかという、なかなか大変ですので、そういう意味ではそういった事前の周知と合わせながら、個々具体的な地域の中でこういうものがあつた場合はどこへ逃げるとかどういふふうに対応するとかってですね、常々やっぱり訓練をすとか、その地域の中で防災についての話し合いをしていくことが非常に大事だと思いますので、我々も今年は大久保岱地区で実際的な訓練もしてみましたけども、そういった訓練をですね積み重ねながら、全町にわたって少しずつ積み上げていくということが必要だと思いますので、そういった箇所を住民が分かるようなハザードマップ的なものを作成していく、そしてまた訓練を積み重ねていくなど様々これから津波、地震以外の対策についても考えてまいりたいなというふうに思っています。

○議長（須藤正人君） 7番議員、再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今、町長が話しされたとおりでと思うんですが、例えば、聞くところによりますと樁台でしたっけ、自主防災組織が立ち上がってる自治会もあるようで

すけども、やはり今一度ですね、やはり津波のための自主防災組織であっては困ると思うんで。やはり私も今自治会長をやらせてもらっておりますけれども、やはり自主防災組織、ただ防災のみならず福祉も含めてですね、いろんなやはり、一人暮らしの老人、あるいは高齢世帯の方々のこういった時の対策とかあるわけで、総合的なそういった組織があればなということで、この後、役場の力を借りながら是非組織化をしてみたいなと思っておるんですけども、いろいろと考えながら進めていきたいわけですけども、今話したような各自治会の中でそういった防災に対する意識の高揚と、その中で今言った危険箇所の把握とかですね、そういったものをやれるように、前にもいろいろ役場職員の方々からそれぞれの自治会の方の担当職員なんかを張りつけをしながらですね、そういう結果を是非具体的にしながら、それぞれの自治会、地域が自分たちの安全は自分たちで守るといような基本をですね、しっかりと一つ身につけるようなそういう対策も必要でないだろうかという具合に思っておるところであります。したがって、行政協力員会議とかですね、そういったものがあれば、是非そういう場所を活用しながら防災に対する意識の高揚を図っていただければなというように気がするわけですが、今一度、町長の考え方をお知らせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほど申し上げたとおり危険な箇所はいっぱいあるわけですので、それはともかくとして、やっぱり地域の中で防災意識を高めていく、そしてまた、いざあった時は、おっしゃるとおり津波だけでなくいろんな災害に備えてお互いに繋がりを持っていく。どういふふうな形で地域の助け合いをしながら、これ、防災、災害から守っていくかというそういうことがですね、これから非常に大事になってくると思います。樺台で防災組織ができたということで、その経験を行政協力員会議の場でも発表していただきまして、ほかの自治会長さんからも聞いていただきました。そういう事例も参考にしながら、各自治会ともそういう組織の組織化に向けては準備はしてきているのはきていますけども、まだ全体的には広がっておりませんので、引き続きそういうものについての強化を図ってまいりたいなと思っております。

特に今、特別警報などあった場合、直ちに命を守る行動をとれといった場合に、じゃあ地域でどういふ方法でですね、そこまでとっていくのかということになると、日常からやっぱりいろんな打合せをしたり、あるいは隣近所同士の繋がりとかですね、そうい

うものがないと直ちにはなかなか動けないと思いますので、これから自治会ともいろいろ相談をしながら、できるだけ各自治会ごとにそういう防災の組織をですね立ち上げながら、いざという時に備えて頑張っていくように一緒に取り組んでまいりたいなと思っています。

○議長（須藤正人君） 7番議員、再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） いずれ高齢者も年々増えてくるわけでありまして、さらには今までもありますように地球温暖化の関係か知りませんが異常気象もこれからは大いに心配される材料になるんじゃないかなというような気がするわけでありまして。したがって、今町長がおっしゃった命を守る行動というのが最優先されると思いますし、これらを守るためには今言ったように地域のまとまりといいますか支えといいますか、そんなものが大変大きい役割を果たすんじゃないかなという具合に思いますので、この後いろいろな会議等でですね是非こういったことを課題に挙げながら取り組んでいただけるようお願いをしたいと思いますし、特に、課長会議とかもあるわけでありましてけれども、やはり災害担当ということだけでなくですね、町全体のという考え方で全員で町民の安全を守るというようなことで、これから頑張っていただければなという具合に思いますので、どうか一つよろしくお願いを申し上げて2番目の質問を終了したいと思います。

○議長（須藤正人君） 3問目のT P P問題に対する再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 3問目のT P Pの問題について、町長から従来の考え方と変わらないというような力強い言葉をいただいたわけでありましてけれども、やはり我が町は、町長、前にもおっしゃってございましたけれども、まだまだ稲作単作から抜け切らないという地域であります。ご案内のようにT P Pで今保護されております米は、もしT P Pが導入されますと一番の打撃を受ける主要作物であります。すなわちこれがもし導入されるということになりますと、八峰町の農業は終わりということと考えてもいいんじゃないかなというような気がいたします。今それぞれいろんな形でT P P進んでおるわけですが、やはり日本がこの交渉参加に参加したのがですね、あまりにも遅すぎて1回か2回の交渉会合でもう決着をみるというようなことであれば、大変中身が全然討議されないままに決着するんじゃないかなということで心配をするわけでありまして。これから終盤を迎えて10月のA P E Cで決着というような格好に向かっておるようでありましてけれども、やはり町長も県の町村会の副会長さんという立場にもあるわけでありまして、こ

れから年末を控えて上京する機会も多いだろうと思うんでありますが、いろんな形でやはりですね今一度このT P Pを絶対阻止をしていただきたいということを、政府の方なり関係団体の方にですね強くお願いをしていただきたい。そうでなければ、やはり今まで政府の方なりでいろんな形で我々に説明してきたことが、まず私どもを裏切ったというような形にとられかねませんのでですね、やはり私ども地方の農業を営んでる方々の声もですね是非中央の方に届けていただけるように、頑張っって町長からもやっていただければなという具合に思うわけでありまして。ですので、今置かれてるT P Pの状況、あまりその情報がなくてつかみどころがないわけでありましてけども、是非こういったT P Pの関税撤廃ということがないようにですね、町長からも今一度決意のほどをお伺いをしておきたいなという具合に思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（須藤正人君） 3問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

そもそも日本が今政権になってこのT P Pに参加するきっかけは、安倍総理大臣とオバマ大統領の話し合いの中でオバマ大統領が、聖域なき関税撤廃は交渉参加の前提でないというこの言質をとったところから始まっているわけで、この聖域なき関税撤廃、ここがちょっと味噌なようでございますけども、本来であればこのT P Pはほとんどの関税を取っ払うということで進めているようでありましてけども、やっぱり各国の事情からいくとそれぞれやっぱり課題を抱えていますので、アメリカであっても全てをゼロにするということはこれできないわけですので、そういう面での聖域なき関税撤廃は前提でないという方向になったようです。日本がそれを前提にしながら、特に今問題にされているのが農業関係でございますから、この農業関係の5品目については何としても守るというのが今の政府の基本的な姿勢なようでございます。ただ、これが言葉どおりですね、しっかり守られていけばいいわけですけども、交渉内容が逐一報告されてるわけではありませんで、どこで落とすところがあるのかですね、ちょっとここら辺が一番心配なところであります。

これまでもT P Pの影響については何度かいろいろ話してきますけども、やっぱり町としてはですね、今、米だけでも大体10億円ぐらいの生産額ありますけども、これがおそらくT P P、関税がこのとおりになくされるということになると半分ぐらいの、収入より上げれない状態になるんじゃないかなと。国とか県の試算から同じような延長線上で試算してみると、大体そういう結果になるんじゃないかなと。もうそうなりますと、おっ

しゃるとおりですね八峰町農業はもう終わりじゃないかという話されましたけども、本当にもう相当のダメージでですね、なかなか大変な状況になるというのは私も分かっておりますので、やっぱり守るべきところについてはきちっと守ってもらうという立場で、この後もですね機会あれば、あるいはそういう立場でいろんな場に臨んでいきたいなという考え方は変わりはありませんので、おっしゃるとおり私も今の農業、特に八峰町もそうなんですけども、農業を守る立場でですね一生懸命頑張ったいなというふうに思っています。

○議長（須藤正人君） 7番議員、再質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今、今年の米価の行方がそろそろ話題に上ってきておりますが、何か明日の会議で今年の概算払いの金額が定まるようでありますけども、聞くところによりますと平成24年産米の在庫がまだ相当残っておって、それが消化できないで在庫を抱えておるということで、それが米価に相当影響するということで情報では1万1,500円から2,000円、あるいは2,500円ぐらいで今年度の仮払金が推移するんじゃないかなというようなことになっておるようであります。これを単純に昨年度と比較をいたしますと、1俵当たり1,500円から2,000円ぐらいの価格の差が出てくるわけでありまして。ということになりますと、稲作の状況は平年並みということの作況のようでありますから農家の手取りはますます厳しくなるなど。それに合わせて今、燃料も高騰いたしておりますし、肥料含め農薬、そういった資材がもうバンバン上がってきております。こういったことを顧みますと、やはり国会で決議した重要性というものは忘れてはいけないだろうなという具合に思うわけでありまして、こういった稲作単作の八峰町の農家の心情を考えた時にやはりTPPは絶対反対だというようなことで、この後も町長からは是非頑張っただきたいなという具合に思いますし、あらゆる場所に出る機会、町長は多いわけでありまして、その都度、もしそういった話する機会があるとすればですね是非そういったことを中央の方にも届くように手助けをいただければなという具合に思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げて質問を終わりたいと思います。

○議長（須藤正人君） これで7番議員の一般質問を終わります。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 通告に従い一般質問を行います。私は3点通告しております。

その3点について質問しますが、まず初めに、2012年の8月10日に国会で子ども・子育て3法案が成立しました。その一つに児童福祉法第1項、第2項は一部修正して成立

しております。その内容は、保護者が保育の必要性を市町村に提出して、市町村は認定書を交付し、再度、保護者は保育利用の申込書に希望する施設名を書いて提出する、市町村がこれを調節して斡旋するという、大変今までとは違った複雑な内容になりました。市立保育所は保護者と市町村の契約は今までどおり変わりませんが、認定こども園、公立保育園、地域型保育園の利用は、保護者との直接契約になります。公立保育園も入っていますが、これは今までいろんな調整を何回も何回も繰り返しているうちに公立保育園も直接契約という、これ当たり前のことなのですが、文章に載っている、こういうこともまたある学者はおかしいのではないかと指摘しております。

認定こども園法は一部修正され、当初は10年間で全ての保育園を認定こども園にする予定でしたけれども、全国的な反対で運動で取りやめになりました。企業参入もなくなりました。認定こども園は幼保併合で、3歳以上は幼稚園ですので文科省の管轄になります。義務教育と同じように週5日制、春、夏、冬の長期休みが入り、4時間保育です。国は地域型保育所と小規模保育所に企業の参入を取り入れ、安上がりの保育で待機児童の解消を図ろうとしています。このことは、子どもを持つ、子どもの育つ環境に大きな差が生じてしまいます。児童福祉法でうたわれている、全ての児童は等しく保護され、愛護されるという趣旨に違反しています。日弁連は、これらのことを取上げ、国に意見書を提出しています。

さて、子ども・子育て支援法のもとで当町でも行われる子ども・子育て支援計画が、市町村に義務づけられました。当初は、当町は待機児童の解消のためというよりも、よりよい環境づくりのための協議会であることで全協で説明されました。保育の運営を考えた場合、認定こども園ではなく今までどおり公立の保育園を続けることが最良だと思いますが、町長の考えをお聞きかせください。

保育園として行うのであれば子ども園とすべきではないと思いますが、もっと地域に合ったかわいい名称にしたらいかがでしょうか。

よりよい保育を目指す上で、まず正規保育所が保育士の不足があるのではないのでしょうか。今年度予算で子ども園費の中で賃金が5,800万円盛り込んでいます。うち、調理員が1,000万円含まれていますけれども、数年前から乳幼児保育の需要が大変多くなり、途中入所児に対しても保育体制を組むことが困難であることはよく認識しておりますけれども、保育内容の充実のことを考えると専門的知識を習得している正規職員が必要ではないのでしょうか。不足を補うための臨時職員は現在何人でしょうか。臨時職員が再更新

すると、新たに15日間の保育が途切れてしまいます。そのための臨時保育士がまた必要になります。大勢臨時職員を抱えていると、期限切れに穴埋めするための日々雇用が必要になってきます。穴埋めの保育に保育士の資格がある人が入っているのでしょうか。1年を通して長時間、保育士の資格がある人が入っていないことに問題が生じてしまうのではないかと思います。

このようなことから他市町村での状況を調べてみましたけれども、保育所は特例として1年間更新、数年の所もあります。また、資格ある臨時職員は全て10年契約にしているという所もあります。臨時は全て1年契約、これも秋田市の場合ですけれども、臨時は全て1年契約になっているようです。保育園は3月31日まで通して働く、こういうことがインターネットでも載っておりました。能代市の保育園は、職員の休暇要員として臨時保育士がフリーで毎日各園を回っているという話を私は何年か前に聞いたことがあります。子どもにとっても臨時保育士にとっても、今の体制を見直さなければならないのではないのでしょうか。子ども・子育て支援協議会でも是非問題にさせていただきたいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

次に、冬対策についてお尋ねします。

夏、冬の異常気象が続いています。気象学者によると、今が1年目、2年目であって、これからこれが当たり前の気象になるということをテレビで見ました。暑さ寒さの備えは今まで以上にお金がかかります。アベノミクスで景気が良くなり、物価が上がり、会社は儲かると言われますが、実際はどうでしょうか。所得が増えないまま物価は上がり、年金が下げられ、これに消費税も上がれば、高齢者に対する影響は多大なものになってしまうと思います。生活保護に該当する人たちのうち10%から15%の人しか保護を受けてないとも言われております。冬の備えを今から計画して福祉灯油を実行することを提案いたしますが、町長の考えはいかがでしょうか。

秋田県は平成24年度冬対策事業として、全県の市町村で福祉灯油と各世帯に除排雪をしていれば補助を出すとしましたが、福祉灯油の恩恵はなく、除排雪も軽生活支援援助で除雪をしている費用に若干の援助があっただけで、大潟村とほか1町はゼロになっていますけれども、当町はこの事業を行っている中での補助額は3万2,000円にとどまっております。全国最下位でした。三種町は、高齢者、障害者に無料で除排雪を行っておりますので、496万1,590円の半額が下りております。能代市は何年も前から、軽生活支援制度を利用して65歳以上の非課税世帯に、1時間100円で10枚綴りの利用券を発行してき

ましたけれども、今度は課税世帯にも300円で利用できるようにしています。昨年からは4枚追加して14枚になったと言われています。このことを私はよく機会あるたびに委員会や一般質問で何度も行ってきましたけれども、よい返事はありませんでした。障害者世帯も含めた除排雪支援が必要ではないでしょうか。

除雪機を9台設置していますが、どのように使われているのでしょうか。軽生活支援でも利用できるようにシルバーと協力体制をとることも一つの案ではないかと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

最後に、働ける精神障害者が社会に出る機会について質問いたします。

精神障害を患って通院して、経過が良くなり働きたいと思う方が大勢いるのではないのでしょうか。しかし実際は、体が回復して職場についても、人間関係やみんなと同じ仕事はできず、すぐ辞めてしまうという例があるようです。自信を失い、引きこもるパターンが生まれてしまいます。能力も人様々だと思いますが、そこに就労支援や相談相手になる機関があれば本当に幸いです。

藤里町では社協が中心になって蕎麦レストランを立ち上げ、その経験が今全国的に注目されています。私も何度か行きましたけれども、指導者と若者が一生懸命になって働いています。几帳面にお客さんに対応している様子は、本当に微笑ましくなります。傍らに支援者または協力者がいて、無理をしないでゆっくりと前に進み、体調のいい時は自分の居場所が社会にある、出かけれるところがあるということは生きがいに通じると思います。

当町は「のんきの会」を立ち上げレクリエーションもやっているようですが、社会参加を促す何らかの支援を考えないでしょうか。八峰町ならではの就労はないものでしょうか。支援できる機関を立ち上げないか、町長に考えを伺います。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（須藤正人君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上政子議員のご質問にお答えをいたします。

まず、八森統合保育園の運営についてであります。

ご存じのとおり、子ども・子育て3法案により改正された児童福祉法では、市町村は子どもが置かれている環境などに応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育関連事業の連携及び調整を図るなど、地域の実情に応じた体制の整備を行うものとして

市町村による利用調整等が義務づけられることになりました。

また、認定こども園法の改正により、国、自治体、学校法人、社会福祉協議会を設置主体とする「幼保連携型認定こども園」の制度が創設され、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけずに政策的に促進することとされました。

ご質問の「5園の名称は子ども園になっている。認定こども園を考えているのか」についてであります。平成18年3月の町村合併前の保育所は、峰浜は沢目子ども園、埴川子ども園の名称で、八森は南保育園、中央保育園、北保育園の名称で設置されておりました。これについて合併後は名称を子ども園に統一することとし、峰浜はそのまま、八森においては、南、中央、北を小学校区名に変更することを含め、それぞれ子ども園と名称を変えたものであります。これは保育所の名称でありますし、例えば認定こども園だからといって必ず子ども園と名前を付ける必要もありません。「認定こども園」とは「認可保育所」と同じ認証であります。したがって、保育園と名称を変えることは今のところ考えておりません。

園につきましては、これからも保護者への子育て支援や充実した保育の提供などを行い、今般の子ども・子育て支援事業計画策定の折り実施いたしますアンケート調査など、認定こども園制度も含め、保護者や児童が望んでいるもの、必要としているものを把握し、その実行性を検討しながら子ども園の運営をしてまいります。

次に、臨時保育士の雇用についてであります。地方公務員法による臨時的任用は6か月を超えない期間で任用できるとあり、逆に言えば6か月を超えて任用できないということになります。したがって、当町は6か月を超えない範囲で雇用期間を終了し、2週間の中断期間を置いて新たに任用することにしております。

ご質問の中にありました1年契約や3月31日まで通して勤務の所が他市町村にあるということですが、市町村立、いわゆる公立保育所であるならば、どのような任用形態となっているのか、法との関係はどうしているのか分かりませんが、1年限りの臨時任用で終わるのか、職員に採用しなければならないなどの問題が発生しますので、今後もこの任用方法でまいりたいと思います。

任用外2週間の乳幼児に対するご心配についてですが、当町の子ども園では、年齢別のクラス編制を行い、担任を張りつけていますが、この担任一人で保育しているものではなく、日頃から複数の保育士が関わっており、園全体をもって保育を心がけておりますので、任用外2週間の期間にも支障ないよう対応しておりますので、ご理解していた

だきたいと思います。

臨時職員の待遇改善については、当町全体の臨時職員と合わせ、必要に応じて検討してまいります。

次に、正規職員の採用についてであります。

昭和50年前後に相次いで保育所を開設した結果、採用した職員が順次、定年もしくは定年に近づいております。平成24年度末にも定年退職が2人、早期退職者が2人の計4人の退職者がありました。

現在5つの子ども園の職員は園長5人、保育士26人、調理員9人となっておりますが、園長を除いた保育士の構成は、正職員8人、臨時職員が18人となっております。これまで、入園児の減少や八森地区の3園の統合による人員が集約されることなど勘案しながら、臨時職員で対応してきました。

本年度は正規職員を1名採用いたしました。将来的な年齢構成や財政負担、現臨時保育士の雇用確保状況などを含め、正規職員の採用について総合的な見地から検討してまいりたいと考えております。

次に、冬対策についてお答えいたします。

まず福祉灯油については、平成19年度には1世帯1万円、平成20年度には1世帯5,000円と、それぞれ非課税世帯のうち70歳以上の高齢者世帯などに補助をしております。これは、灯油価格が短期間に高騰したため経済的困難を招く恐れがあるとして実施したものです。平成19年度は国、県の助成を受けましたが、平成20年度は町単独で助成しております。

昨冬は豪雪となり灯油価格の高騰を心配しましたが、平成25年2月が102円とほぼ一定の水準で価格推移したことや、国、県からの補助の情報もないことから実施を見送った経緯があります。

その後、県では平成25年5月に豪雪対応地域福祉特別対策事業として、平成24年度において要保護世帯に対し暖房費を助成した市町村に対しその経費を助成することとしておりますが、ほとんどの自治体が補助対象となりませんでした。県では、例年のない豪雪に対応して市町村が主体的に取り組んだ支援策について、災害に準じた形で事後的に助成したもので、今後同様な事態になった場合の対応について今のところ明確になっていません。

灯油価格については、9月5日付け北羽新報報道によりますと、宅配18ℓの平均価格

は1,814円で、1ℓ 当たり約101円となっており、値上がり傾向ではありますが急激な価格変動とはなっておりません。

今後、灯油の需要期を迎えることとなりますが、気象庁が発表するこの冬に関する長期予報や灯油価格の変動、国、県の助成に関する情報なども見極めながら、福祉灯油として助成するか判断してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の除雪を支援するためにも軽度作業制度をもっと普及し、より充実させて使いやすいようにすることを考えないかのご質問ですが、軽度作業制度とは軽度生活援助事業のことだと思います。

この軽度生活援助事業は、一人暮らし高齢者等に対して軽易な日常生活上の援助を目的に、外出時の援助、家屋の軽微な修繕、除排雪、健康管理に関する助言等々のサービスを供与し、利用者には1回の派遣につき100円を利用料として納付書により納付していただいております。

これまでの利用状況は、前年度5人で14件、前々年度が7人で13件でありました。

今年度に入り、委託先の社会福祉協議会と協議し、この事業をもっと多く利用していただくため、平成25年4月1日より利用回数を「月1回」から「週1回」に実施要綱を改正したところです。

例示の能代市の事業につきましては、対象者は65歳以上のみの世帯で、12枚綴り100円券が非課税世帯、12枚綴り300円券を課税世帯とし、平成24年度から新たに除雪用として4枚追加し16枚綴りを発行しているとのことで、16枚のうち12枚は事業メニューに使用し、残り4枚が徐排雪に使用できるものと聞いております。

当町では課税・非課税世帯の区別なく、利用回数を週1回に改正しましたので、これまで以上に利用者が増加するものと思います。

次に、除雪機の貸し出しについてのご質問ですが、八峰町地域支え合い活動支援機械貸付要綱により、自治会、住民組織及びNPO法人など町長が認めた団体を対象にして、その団体が主体的に取り組む地域支え合い活動が円滑にできるよう、独力では困難な高齢者世帯や身体障害者世帯などの除雪を実施することを目的としています。除雪機の貸し出しは無料ですが、損害保険への加入と使用した燃料代の負担をお願いしております。平成24年度の貸し出し実績は8自治会、貸出し延べ日数348日となっております。

当該除雪機は平成23年度と平成24年度の2か年で、国庫補助事業の地域支え合い体制づくり事業で購入しております。ご質問にあるとおり、高齢者が単独で使用することは

想定しておりません。

また、広く町民が利用するために、軽作業制度と併用しシルバー人材センターでも使用できるような規則を作成できないかのご質問であります。この場合、保険料の負担や燃料代の負担、作業員の賃金の確保など、その経費を利用者と軽作業制度で負担することになり、有償での作業となります。シルバー人材センターは定年退職後の高齢者の就業の機会確保に重点を置いておりますので、国庫補助事業の目的を逸脱する恐れがあります。

この事業は今年度で3年目になります。今のところ要綱を変更する考えはありませんが、関係者のご意見を参考にしながら、現在の利用方法以外に自治会など団体がもっと利用しやすいような方法がないか検討していきたいと考えております。

次に、「働ける精神障害者が社会参加できる機会を」についてお答えいたします。

現在、障害を持つ方の就業に関する支援は、能代市にある秋田県能代山本障害者就業・生活支援センターで行われております。県内では5箇所に設置されており、能代市のセンターは社会福祉法人秋田虹の会が厚生労働省から委託を受け運営しております。同センターではハローワークに同行し求職登録の手伝いなどの就業支援や、仕事をしながら安心して暮らせるよう食生活や健康について相談に応じております。また、仕事に就くまでの支援として、福祉施設の作業を通じて就労に必要な労働習慣を身につける基礎訓練や、秋田県職業訓練支援センターと連携して障害者の就業支援をしております。登録は無料で、「のんき会」の参加者も登録されております。

障害者の方が働く意欲を持つということは、自立を目指すために生活基盤となる収入を得る前提となるため、大変重要なことでもあります。しかしながら、精神障害者の方が勤労する場合は医師の診断書が必要でありますし、一日を通して就労することや連続した日数を勤務することが困難な方もいるため、事業主の理解がなければそれぞれのケースに応じた就業をすることが困難な状況であります。

平成25年4月に障害者の法定雇用率が2%に改正され、今後の障害者の雇用促進に繋がるものと思われませんが、いずれにしても障害者の就業については、行政だけではなく支援関係機関、事業主などの理解と協力がなければ実現するものではありません。

ご質問にある、事業や仕事紹介のための機関を町単独で立ち上げることは現状では困難であります。町内で障害者に関する事業を展開しております。さくら園の協力を得て、精神障害者のみならず障害者全体の就業の機会を探りながら、障害者就業・生活支

援センターや職業訓練支援センターなどの関係機関と連携して障害者の就業に努めてまいります。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 2番議員、1問目の八森統合保育園の運営についての再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 保育園の再質問を行います。

子ども園という名前であっても中身は保育園だということで、この名前は変えないで今までどおり保育園として子ども園の名前をつけてやるというふうなことでしたけれども、私が思うには、やはり今5つある保育園、3園統合ですけれども、その地域地域に合った保育園らしいかわいい名前でも何でも保育園とつけた方が、かえって親しみやすいのではないかと。そして子ども園とはもう吹っ切ってしまう、そういうふうなきっぱりした態度があればいいなと思っております。

そのことについてと、それから、公立保育園でどのように、3月31日まで通したりとか1年のその雇用をやっているのかっていうふうなことでしたけれども、私が聞いたのは北秋田市の場合、横手市の場合、秋田市とか聞きましたけれども、北秋田市の場合は保育園は、公立保育園は特別やはり私が案じるように15日間その空白を置くということは、これはちょっと考えられないということで、非常勤で1年1年更新していつていうふうなことでした。横手市の場合は、考えてみればそうなんですけれども、横手市の場合は資格ある職員、臨時職員全て10年契約だそうです。資格ある職員というのは、これをまた穴埋めにしてまた資格ある職員を配置するということは非常に困難だと思います。例えば八峰町の場合は、保育士もそうですけれども対人間を相手にする臨時職員であるならば、保育園とか、それから診療所ですね、歯科衛生士とか看護師さんとかそういう人たちが休みに入った場合に、資格のない職員が入るということはこれはあり得ないことですので、これはやはり保育園にも当てはまると思います。

そういう意味でも、八峰町の場合、臨時保育士何人いるかっていうふうなことで今これから答弁あると思うんですけれども、やはりこの間かなりの人たちが15日間、穴開くわけですね。そこに入る人たちというのは資格のある保育士が入っているのでしょうか。

その点についてですね、名前を子ども園のままでいくということに対して地域に合ったものはどうかということと、それから資格のある保育士がその15日間の穴が開いてる所に入っているのかどうなのか。公立保育園の場合は他市でやってるように当然、保育

士の場合、保育園の場合はできると、1年でも数年、数年という所もありました。横手市は10年ですけれども。こういうことを踏まえて答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 1問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

見上さんの質問の中に認定こども園に繋がっていくから子ども園の名称を変えろと、こうなっていましたので、さっき経過はお話しましたけども、この後ですね保護者の皆さんとかいろいろ話す機会もあると思いますので、そういった機会に今おっしゃったようなことも一つ話題に出しながら、保護者の皆さんの意見も聞いてみたいなというふうに思っています。

それから、臨時職員の任用の関係ですけども、我々は地方公務員法という法律に違反してはならないわけですので、その法律の範囲内で任用しておりますので、特別問題はないと考えています。

横手市、北秋田市、秋田市の事例出されましたけども、機会あればどういう雇用形態になっているのか私の方でも調査はしてみたいと思いますけども、そこら辺についてはどういうやり方してるか今のところ不明ですのでお答えはできません。いずれにしても当町としてはそういった雇用形態を今のある法律の中で運用しておりますので、問題ないと考えています。

それから、中断期間があるということですけども、その期間全く空白にしておくわけではなくて、先ほども申し上げたとおり、いる職員でそういうのを想定しながら、その期間も支障ないように今やっています。問題は配置されるかどうかの一つの問題、ありますけども、實際上、子どもたちに影響を与えないような保育を今実際やってるのかどうかが一番問題だと思いますので、言われるような、ご心配かけるような保育はしていなくて、仮に中断期間があった期間も子どもたちにはそういう心配かけないような形で今対応しておりますので、問題ないと思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 問題ないという答弁が何回かありましたけれども、当然それは6か月以内の労働条件であればそれは問題の範囲内、6か月の勤務であれば有給休暇とかいろんなものが生じてきますけれども、6か月の範囲、雇用期間、当町はそういうふうになってますので、それは問題ない想定だと思います。

そこを何とかできないかということで今質問しているのであって、保育園の中でも保

育内容に問題がない、今まで何にもなかった。それはもう当然のことですけれども、やっぱり子どもを保育するからには資格のある保育士が入るのは当然のことです。能代市の例もとりましたけれども、職員の休みのところには必ず資格のある臨時の職員が入って配置をする。だから当町の場合はどういうふうになっているのか、そこを聞きたかったのであります。保育に問題ないのは当然ですけれども、入ってる人たちが悪いとか何とかということではありません。資格のある保育士が入ってるかどうか、そこだけ聞きたいのです。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

何回も言うように臨時職員を雇用する場合は保育士の資格ある人を募集していますので、そういう方々が来ていると私は認識しております。

それから、臨時の職員でも、中断期間あるにしてもローテーションの組み方とかでいろいろ工夫することによってもまた影響はないようにそれなりにやっていますので、特別、今、その一人の人がもう2週間休んだから保育に影響あるというような状態を出さないような形での保育園運営をしておりますので、その点をご心配なくよろしくお願いしたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） もう1点、このことについて。

担当課長から、実際そうなっているのかどうなのか、町長答弁のとおりになっているのか聞きたいと思います。

○議長（須藤正人君） 日沼幼児保育課長。

○幼児保育課長（日沼正明君） 確認事項でございますけれども、今、町長が答弁したようにですねローテーションを組みながらその園でそれなりにちゃんと支障のないように有資格保育で対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（須藤正人君） 2番議員、再質問ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 穴埋めに対しても資格ある保育士が入っているということですので、この点を信じていきたいと思います。保育園の質問はこれで終わります。

○議長（須藤正人君） 2問目の冬対策についての再質問ありませんか。2番見上政子さん。